

## 聖園学園短期大学研究活動に関する倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の公正性と信頼性を確保することを目的とし、研究活動において求められる研究者等が遵守すべき事項を定める。

### (研究者等の定義)

第2条 この規程における「研究者等」とは、本学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者とする。

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者等は、学術研究が社会からの信頼のうえに成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者等は、研究倫理に関する研修を5年ごとに受講しなければならない。

4 研究者等は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、学生が研究活動に加わるときは、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

5 研究者等は、研究に協力し、又は研究を支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

6 研究者等は、研究活動において、関係する法令や学会等の指針等を遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止にも努めなければならない。

### (研究計画の立案・実施)

第4条 研究者等は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。

2 研究者等は、他者の独創性・新規性を尊重しなければならない。

3 研究者等は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

### (研究費の適正な使用)

第5条 研究者等は、研究の実施にあたっては、関連する法令、研究費ごとに定められた条件や使用ルール、本学の関係規程等を遵守し、適正使用に努めなければならない。

2 研究者等は、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等に沿って当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・管理)

第6条 研究者等は、研究のための資料、情報及びデータ等を収集するにあたっては、その目的に適う必要な範囲内において、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により行わなければならない。

- 2 研究者等は、収集した研究のための資料、情報及びデータ等並びに関連する研究記録については、適切に保管管理し、必要に応じて開示しなければならない。
- 3 前2項に定めるものの他、研究活動の記録・保存、保存期間、退職等の取扱い、開示等の詳細については、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者等は、個人並びに組織及び団体等から個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について説明し、明確な同意を得なければならない。

- 2 研究者等は、提供を受けた情報及びデータ等の利用又は、活用の結果を研究成果として公表する場合には、原則としてあらかじめ提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第8条 研究者等は、研究に関わる個人情報については、関連する法令及び学内諸規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

(研究に関する装置、薬品等の管理)

第9条 研究者等は、研究に用いる装置、機器及び薬品・材料等について、関連する法令や学会等の指針及び学内諸規程を遵守し、適切かつ安全に管理しなければならない。

- 2 研究者等は、研究の過程で生じた廃棄物や使用済み薬品等について、責任を持って適切に処理しなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 研究者等は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。

ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることを鑑み、研究者等は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究成果発表における不正行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの）は、本学及び本学の研究者等に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者等は自覚し、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）、特定不正行為以外の不正行為（二重投稿、不適切なオーサiership等）は、絶対にしてはならない。ただし、根拠が示されて故意によるものではないことが明らかにされたものは不正行為に当たらない。
- 4 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者等は、適切な引用、誤解のない完全な引用、真摯な表現をしな

なければならない。

(オーサーシップ)

第11条 研究者等は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な著作者であることを認められる。

(審査の公正性)

第12条 研究者等は、他者の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断をもつことなく、当該審査基準等に従い、自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

2 研究者等は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(利益相反)

第13条 研究者等は、自らの研究活動や審査等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益と衝突しないよう十分に注意を払うとともに、このような状況が発生する場合は、公共性や公正性に配慮しつつ適切に対処するものとする。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高めるために、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、定期的を実施する。

2 本学は、研究活動及び研究費の適切な管理等について、また研究活動に関わる不正行為の防止について必要な措置を講じる。

3 本学は、研究倫理に関して、苦情、相談及び告発等がある場合、適切に対応するものとする。

4 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(研究倫理委員会)

第15条 前条の目的等を達成するため、聖園学園短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は実施する。

(1) 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること。

(2) 研究倫理に関する啓発及び教育に関すること。

(3) 研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、通報、相談等（以下「告発等」という。）の調査に関すること。

(4) 研究活動の記録・保存、保存期間、退職等の取扱い、開示等の詳細に関すること。

(5) その他研究倫理に関し必要な事項

3 委員会の構成及び任期は、次のとおりとする。

(1) 倫理委員会は、委員長及び委員で構成し、学長が委嘱する。なお、学長が必要と認める場合

- は、副委員長及び学外委員を委嘱することができる。
- (2) 副委員長は、委員長の職務を代行することができる。
  - (3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(責任者)

第16条 本学が組織として研究に関する不正行為防止に取り組むために研究倫理総括責任者、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(研究倫理総括責任者)

- 第17条 研究倫理総括責任者は、本学全体を統括し、研究に関する不正行為防止について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 2 研究倫理総括責任者は、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究に関する不正防止に取り組むことができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究倫理統括責任者)

- 第18条 研究倫理統括責任者は、研究倫理総括責任者を補佐し、研究に関する不正行為防止について本学全体を統括する責任を持つものとし、研究担当理事をもって充てる。
- 2 研究倫理統括責任者は、研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、委員会と連携のうえ、本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

- 第19条 研究倫理教育責任者は、研究に関する不正行為防止について責任を持つものとし、研究倫理委員長をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、倫理教育を、委員会が策定する計画に基づき、実効性のあるかたちで実施しなければならない。
  - 3 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を任命することができる。

(告発の受付窓口)

- 第20条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本学に受付窓口を置くものとする(以下「告発窓口」という)。
- 2 告発窓口は、聖園学園短期大学研究倫理委員会とする。
  - 3 告発等の受付から調査に至るまでの体制の責任者は、研究倫理委員長とする。
  - 4 告発窓口に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月25日から施行する。(全部改正)